

電子申請について

■ 行政手続きコスト効率化の概要

【概要】

『行政手続きコスト』削減のための基本計画(平成29年7月4日:平成30年3月改定)において、行政手続き簡素化の3原則に基づき、社会保険等の手続きコストを2020年度末までに20%削減することを目指しております。

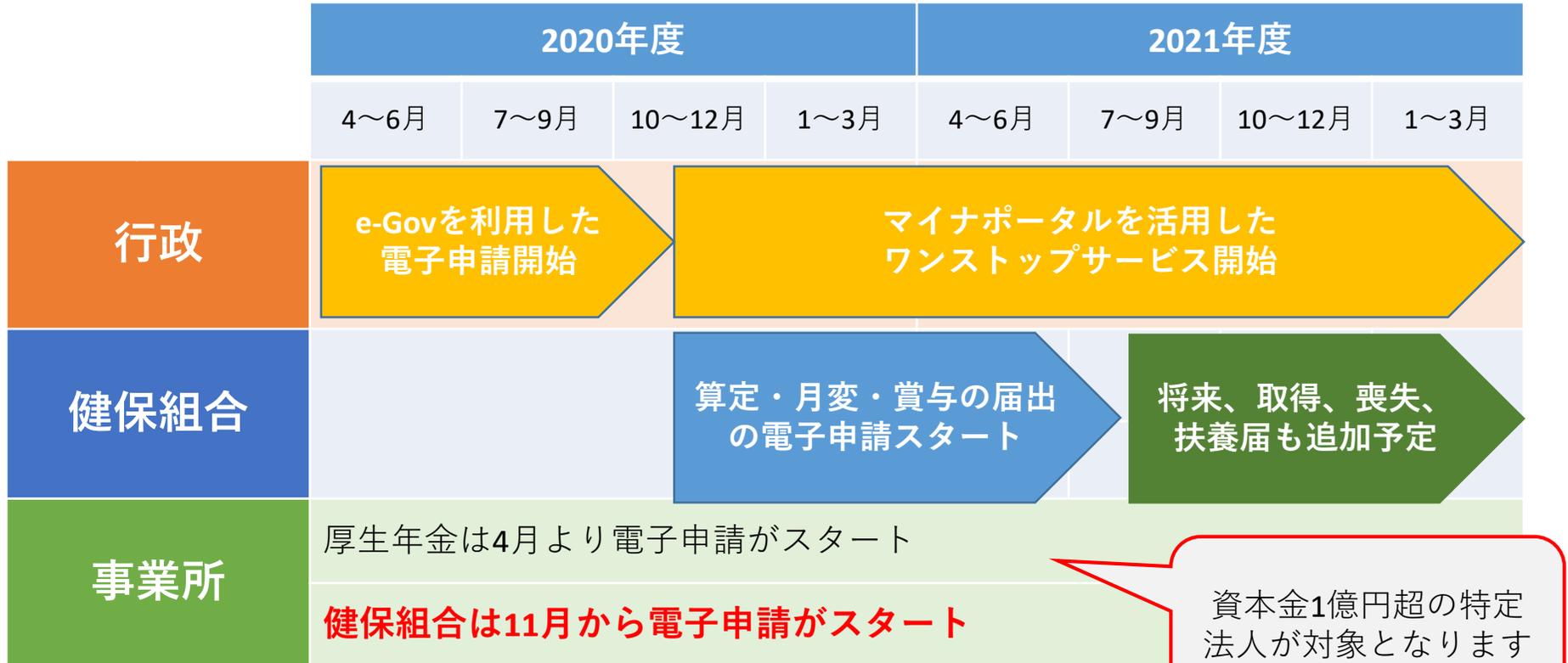
健康保険法施行規則改正(平成30年12月28日)による特定法人(資本金等1億円超の法人等)の**電子申請義務化**に伴い、令和2年4月1日までに各組合が電子申請環境を構築することが求められています。

【留意点】

義務化の具体的内容

- ・ 特定法人(資本金1億円超の法人等)に対して
- ・ 令和2年4月1日より
- ・ 算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の3届について
- ・ 「電子情報処理組織」により届出すること
- ・ 当組合は、マイナポータルを窓口とした電子申請環境により11月より開始

■ 電子申請のロードマップの概要

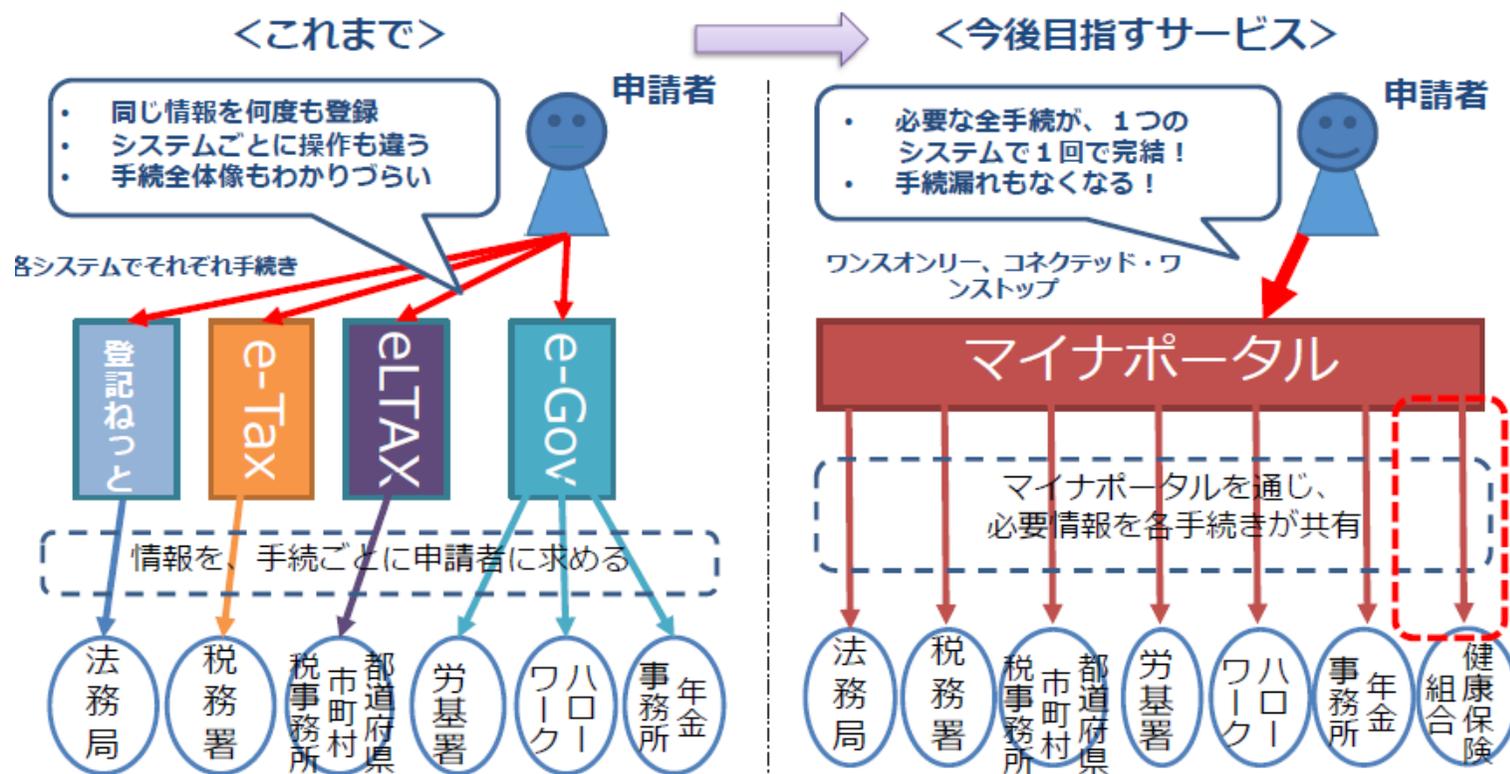


※電子申請の今後のスケジュールについては上記のとおりとなります。

■ 法人設立手続きオンライン・ワンストップ

マイナポータルを活用した電子申請の推進

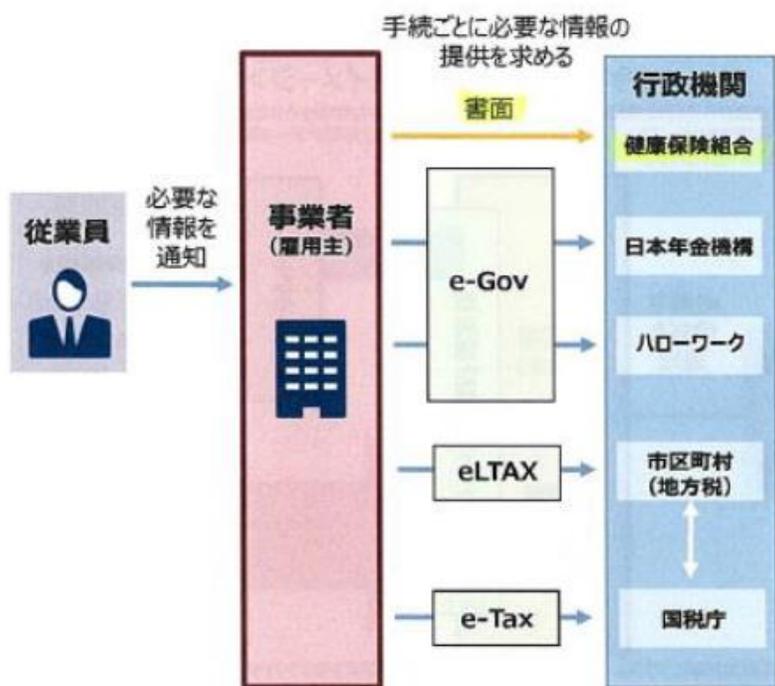
■ 電子申請環境としてマイナポータルを活用した方法が検討されている。



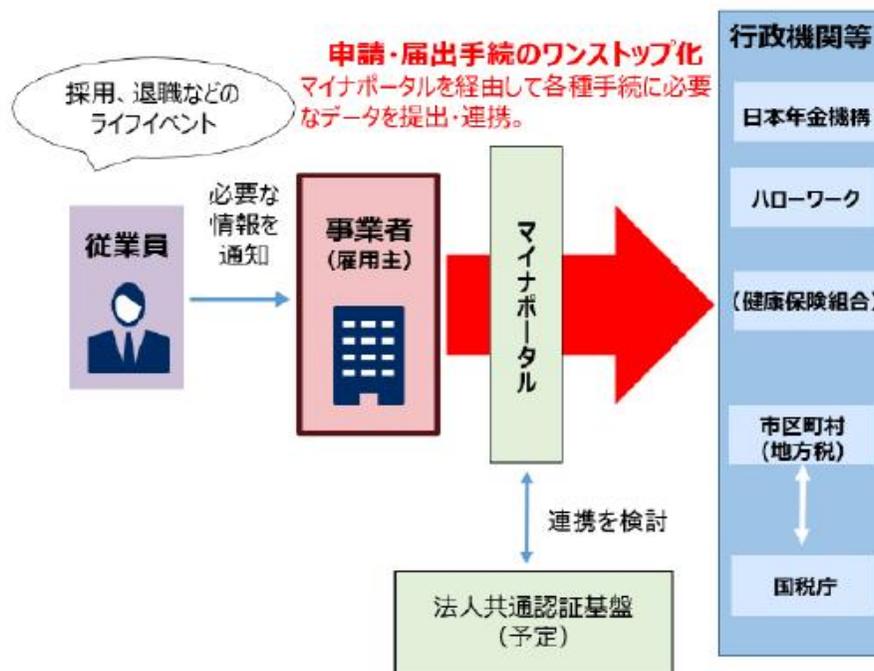
■ 社会保険・税ワンストップ化（イメージ）

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税・手続のワンストップ化（イメージ）

〈現状〉



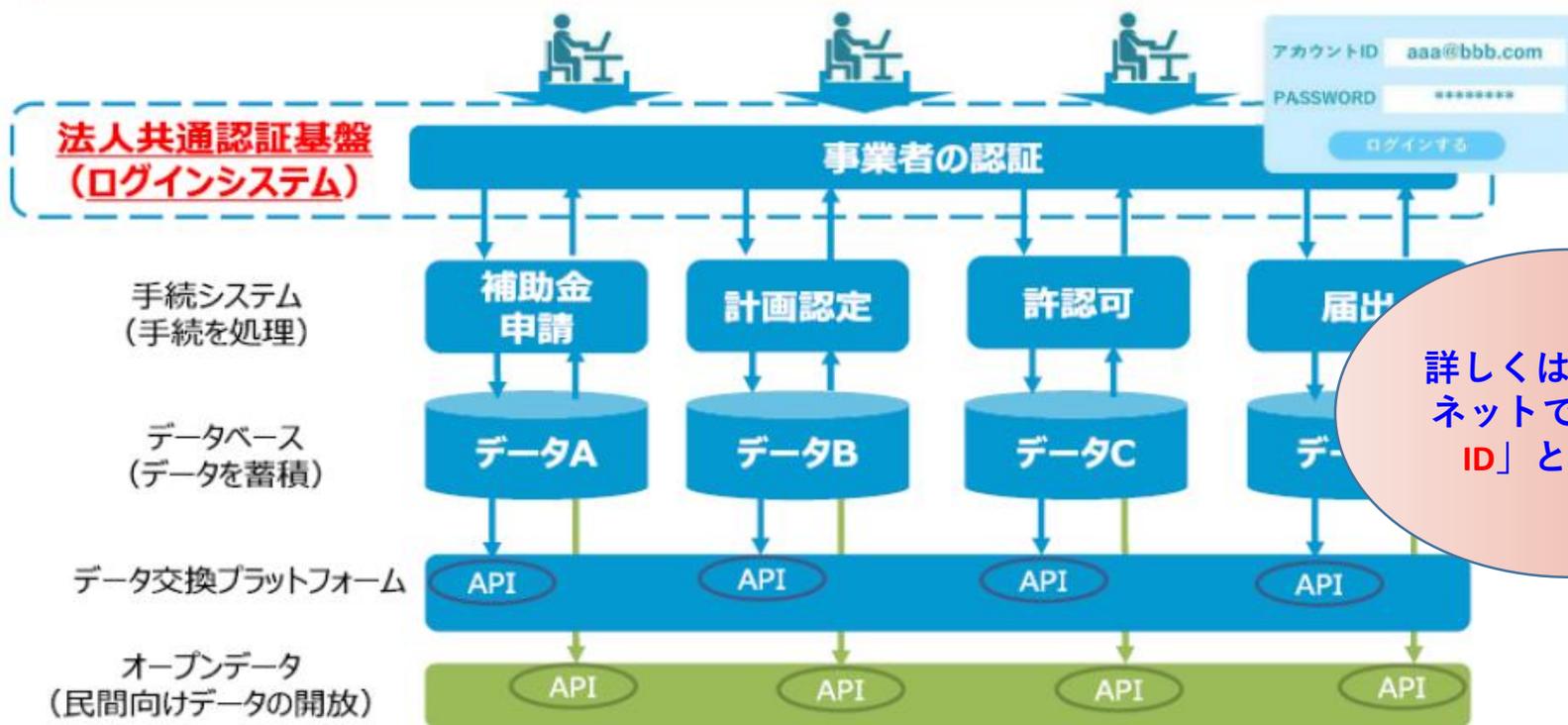
〈今後の目指すべき2020年度実現イメージ〉



■ 法人共通認証基盤（G Biz ID）の概要

経済産業省デジタルプラットフォーム（全体像）

- 法人版マイナンバーである**法人番号**を活用し、**一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセス**でき、**ワンスオンリーが可能となる認証システム**として「**法人共通認証基盤**」を整備。
- まずは経産省の主要な法人向け手続きの簡素化・デジタル化を実施し、法人共通認証基盤を活用してプラットフォームに接続。さらに、**政府全体への展開**を進めていく。



■ 電子申請の運用開始（事業所）について

日本年金機構（年金事務所）から事業主に対し、4月から電子申請が義務化され厚生年金の届出について、現行のe-Govを利用した申請を促す通知が発出されている。（GビズIDとe-Govを連携させた電子申請環境）健保組合に対してもe-Govを利用した電子申請が可能なものと誤解を与えることも想定されるため、次のとおり整理いたしました。

○厚生年金（令和2年4月～）

『GビズID』と『e-Gov』を連携させた電子申請運用開始



○健康保険・厚生年金（令和2年11月～）

『GビズID』と『マイナポータル』を連携させた電子申請運用開始



※対象手続きのうち、健康保険・厚生年金に関する手続き

厚生年金に係る4月から10月の申請は、現在運用されているe-Govがご利用できます。

健保組合はe-Govの受理機関ではないため、e-Govを通じた申請ができません。

健康保険の申請は4月から10月の間、新たに回線敷設等をしていただく必要はないが、事業所においては電子ファイルによる申請に向けた準備をしていただくことになります。

< 健康保険に係る令和2年11月からの電子申請可能手続き（予定） >

（電子申請義務）算定基礎届、月額変更届、賞与支払届

（電子申請可能）資格取得届、資格喪失届、新規適用届

■ 社会保険手続きに関する電子申請義務化

社会保険の種類	届出の種類
健康保険	賞与支払届
	算定基礎届
	月額変更届

令和2年11月～ 国が構築する電子申請環境（マイナポータルを窓口とした電子申請環境）運用スタート予定

■ 対象手続きの整理について

○『**社会保険・税ワンストップ**』は、従業員のライフイベントに伴い事業所が行う手続きとされております。

従業員のライフイベントは、就退職、氏名の変更、住所変更、出産・育児、報酬、死亡等が想定され、これに伴う手続きはいくつか存在しますが、届出契機が同一であり、ワンストップの実現可能性が高い手続きとしては、「**資格取得届**」と「**資格喪失届**」が挙げられます。なお、「**被扶養者異動届**」につきましても、現状、組合が独自に求める情報が存在し、統一的な取扱いに課題等がありますが、資格取得届の届出時に併せて届出ることを踏まえた場合、課題を解決し、電子申請の対象手続きとして位置づけられる予定です。

（関連して、「**被保険者が適用事業所を經由して提出する届出等における押印等の取扱いについて**」にて、「**被扶養者異動届**」等の本人署名又は押印を省略できることが示されました。）

○「**算定基礎届**」「**月額変更届**」「**賞与支払届**」の3届出については『**行政手続コスト削減のための基本計画**』に基づき、大企業については、令和2年4月から電子申請が義務づけられました。

■ 電子申請に係るポイント

【ポイント】

- ・対象手続は、以下をとりします

- ◇対象となる届出 : 算定基礎届、月額変更届、賞与支払届
- ◇開始予定 : 健康保険組合は令和2年11月より
- ◇対象となる企業 : 資本金1億円超の特定法人

【今後、電子申請の届出の拡大が見込まれるもの（ライフイベントに伴う手続き）】

被保険者資格取得届	被保険者氏名変更届	被保険者住所変更届	産前産後休業取得者申出書、変更届、終了届
被保険者資格喪失届	産前産後休業終了時報酬月額変更届	育児休業等取得者申出書（新規・延長）、終了届	育児休業等終了時報酬月額変更届等